

令和3年7月16日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 小磯 修二（公印省略）

令和3年度（公社）北海道観光振興機構道南地域分科会  
プロモーション動画制作事業に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集しますので、ご案内いたします。

敬具

記

1. 事業名

令和3年度（公社）北海道観光振興機構道南地域分科会 プロモーション動画制作事業

2. 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内、海外ともに移動の制限などがあるが、こうした状況下においても、ポストコロナを見据え、将来的に道南エリアへの訪問に繋げるために、地域の魅力を継続して発信していくことが重要と考える。

このため、道南エリア（渡島・檜山管内18市町）の自然景観・食文化・体験の魅力を伝える映像を作成し発信することで、道南エリアの知名度向上やブランド化を図ることとする。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和3年12月24日（金）

4. 事業費

1,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 事業説明会

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催しません。事業内容に関する質問は、メールで受け付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、参加表明期限日以降に速やかに送信します。

以上

担当：（公社）北海道観光振興機構 地域支援本部  
地域観光部 三浦  
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064  
E-Mail：a\_miura@visithkd.or.jp

令和3年度（公社）北海道観光振興機構道南地域分科会プロモーション動画制作事業  
企画提案指示書

（公社）北海道観光振興機構  
道南地域分科会

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内、海外ともに移動の制限などがあるが、こうした状況下においても、ポストコロナを見据え、将来的に道南エリアへの訪問に繋げるために、地域の魅力を継続して発信していくことが重要と考える。

このため、道南エリア（渡島・檜山管内18市町）の自然景観・食文化・体験の魅力を伝える映像を作成し発信することで、道南エリアの知名度向上やブランド化を図ることとする。

2. 事業主体及び実施方法

（公社）北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）道南地域分科会が実施主体となり、民間企業などに委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

（1）複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業とする。

（2）コンソーシアムの構成員及び単独企業は、次の要件を満たしていること。

①北海道に本社もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること

⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

（3）コンソーシアムにおいては、(1)、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすことと。

①コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

②委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

\* 企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

1,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間 契約締結日～令和3年12月24日(金)
- (2) 業務スケジュール(予定)
  - 7月16日(金) 事業公示
  - 7月26日(月) 企画提案参加表明締切
  - 8月6日(金) 企画提案書の提出期限
  - 8月中旬 企画提案の審査、委託事業者決定
  - 8月中旬 契約締結・業務開始
  - 12月24日(金) 事業終了・事業報告書提出
- (3) 委託費の支払い  
業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払い請求書が受理された日から60日以内に支払う。

## 7. 委託業務内容

### (1) 道南エリアの動画作成

- ①道南エリア(渡島・檜山管内18市町)の観光プロモーション動画を作成し動画共有サイトYouTubeに掲載する。
- ②規格  
高画像、高精細画像を必須とし、クオリティの高い画像とする。  
(フルHD(1920×1080)、フレームレート30fps、MP4ファイル形式が望ましい)
- ③言語  
日本語、繁体字 \*字幕テロップを必要に応じて挿入する
- ④制作本数  
ショート版(1分以内)1本、ロング版(3分程度)の2本(各言語)
- ⑤内容  
道南エリア(渡島・檜山管内18市町)の自然景観・食文化・体験の魅力を伝えるものとし、新規に撮影する他、既存画像等を活用し、動画を作成する。
  - ・動画のコンセプト、ストーリーをできるだけ具体的に企画提案すること。
  - ・使用する音源(BGM)等は、著作権フリー素材を使用すること。  
\*有償素材使用の場合は、その使用範囲が納品後の編集を含む2次利用が可能であること。
  - ・画像、映像収集方法を企画提案書に明示すること。画像を買い取る場合、予算を見積りに明示すること。納品後、著作権は観光機構所有とし、2次利用および編集加工が可能であること。  
\*観光機構保有の編集加工が可能な以下の動画の提供も可能

閲覧: YouTube(アカウント: Good Day Hokkaido)

制作者: (公社)北海道観光振興機構(担当: 広報グループ)

制作年: 2019年度

#### ◆作品名 Hokkaido Wonderful(文字無し画像あり)

総合版 <https://www.youtube.com/watch?v=-RhKnwmlCjU&t=10s>

春 <https://www.youtube.com/watch?v=5RIL9fAvF9I&t=18s>

夏 <https://www.youtube.com/watch?v=f5pemogxPNs>

秋 <https://www.youtube.com/watch?v=60xGuDBBiIU>

冬 [https://www.youtube.com/watch?v=xIXfeeF8\\_Yc](https://www.youtube.com/watch?v=xIXfeeF8_Yc)

制作年: 2016年度

#### ◆作品名 South Hokkaido ドローン映像(文字入り画像のみ)

<https://youtube/04tdf0bwLZw>

### ⑥用途

- ・観光セミナー、SNS、WEB サイトなど、観光機構道南地域分科会事業で活用し、道南地域の PR を図る
- ・観光機構 HP の動画コーナーに格納する他、道南エリアの観光協会等の WEB サイト等での発信協力を依頼する
- ・メディアや旅行会社等にデータを提供し、広く活用いただくことを可能とする（ロング版に限り編集加工を可とする）

(2) 事業実施報告書の作成

事業終了後、次の報告書を提出すること

- ・事業実施報告書 2 部（あわせて USB フラッシュメモリ で電子データを提出すること）
- ・動画撮影地や動画元データ入手先、購入先、ライブラリー素材の 2 次利用（編集含む）に関する証明等についても報告書に記載すること。

8. 参加表明

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり期日までに参加表明すること。なお、参加表明無き者からの企画提案書は受理しない。

- (1) 表明期限 令和 3 年 7 月 2 6 日（月） 1 5 時
- (2) 表明内容 「事業者名」、「担当者名」、「連絡先」
- (3) 表明先 (公社) 北海道観光振興機構 地域観光部 (担当：三浦)  
Email: [a\\_miura@visithkd.or.jp](mailto:a_miura@visithkd.or.jp)
- (4) 表明方法 メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

- (1) 企画提案事項の総括表  
各提案事業を簡潔にまとめたものとする（A4 用紙 1 枚程度）
- (2) 事業実績  
過去 3 年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお観光機構の事業は含めないこと。
- (3) 業務実施体制  
当業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制などを明記し、具体的に記載すること。
- (4) 業務スケジュール  
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (5) 見積書  
費用項目の明細を記載すること。  
① 企画制作費 ② 画像収集費 ③ 取材費 ④ 翻訳費など

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 企画提案書の規格は A 4 とする。ただし、A 4 による掲載が困難な場合は A 3 折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は 1 社 1 提案とする。  
(A 案・B 案と複数案を記載し事業実施主体側に選択を委ねる提案は審査対象外とする)
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 4 部  
※ 事業者名、業務従事者氏名を記載したもの 1 部、記載しないもの 3 部
- (2) 提出期日 令和 3 年 8 月 6 日（金） 15 : 00
- (3) 提出場所 (公社) 北海道観光振興機構 地域支援本部

地域観光部（担当：三浦）

TEL 011-231-2900 Email: [a\\_miura@visithkd.or.jp](mailto:a_miura@visithkd.or.jp)

(4) 提出方法 持参又は郵送による

※ 郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※ 提出の企画提案書は別途データでも電子メール、または ROM 等により納品すること。なお、電子データのみでの納品は認めない。

（電子データで納品する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの）

12. 審査方法

企画提案についての審査方法は、下記のとおりとする。

(1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ企画提案書提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を、審査対象者とする。

(2) 審査は審査対象者から提出された書面により行う。

13. 審査基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光などの実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか

(2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか
- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか
- ・ 効果的な事業内容となっているか

(3) 実現性

事業の組み立てやスケジュールに具体性があり、実現可能な提案になっているか

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）の再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務…再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）…再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

15. その他

(1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定に係る以外の目的には使用しない。

(2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては、事前に提案者に通知するものとする。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上